

議案百二号

今泉地区は整備事業に伴う字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成五年十二月二十日

三朝町長 安田 真一郎

平成五年^{拾貳月}拾四日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美